写

北労基発 0401 第2号
平成 31 年 4 月 1 日

建設工事発注者連絡協議会構成員　各位

厚生労働省北海道労働局労働基準部長

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の周知について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 11 号。以下「改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 32 号。以下「改正告示」という。）が、平成 31 年２月 12 日にそれぞれ公布又は告示され、修羅による集材又は運材作業における危険の防止並びに、木馬運材及び雪そり運材に係る規定の廃止については、公布日に施行し、特別教育に係る規定については、平成 32 年８月１日から施行又は適用し、その他の規定については、平成 31 年８月１日から施行することとされたところです。

つきましては、傘下の会員に別添を配布すること等により、労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の周知について特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。

（添付資料）

・別添　「周知用リーフレット「伐木作業等の安全対策の規制が変わります！～伐木等作業を行うすべての業種が対象～」（2019.3）」
（ホームページ掲載箇所：https://www.mhlw.go.jp/content/000490976.pdf）

・参考　平成 31 年２月 14 日付け基発 0214 第９号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」

経済部労働政策局
雇用労政課
31.4.-2 収受
第　　号

【安全課】